

生活サポート事業の概要

基本的な考え方

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。

対象者

生活支援は、障害程度区分は問わない。ただし、重度訪問介護、重度障害者等包括支援対象者は除く。
家事援助は、障害程度区分非該当の者を対象とする。

対象となる支援

- ① 生活支援 : 相談支援、見守り・声かけ等
- ② 家事援助 : 居宅介護の家事援助と同様(調理、衣類の洗濯・補修、掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡等)

適用順位

重度訪問介護、重度障害者等支援対象者は、介護給付を優先するため、原則として生活サポートを利用できない。

生活サポート事業のサービス類型

生活支援

- 居宅における相談支援、声かけ・見守り
- 居宅周辺における身体介護を伴わない声かけ・見守り
- 居宅近辺における、明確な目的のない散歩等（公園での日向ぼっこ、ウィンドウショッピング等）

家事援助

- 居宅における調理、衣類の洗濯・補修、掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡等
- ※ 障害程度区分非該当の者のみ対象

生活サポート事業の報酬単価

生活支援

～1時間	100単位
～2時間	200単位
～3時間	300単位
3時間以上	300単位

家事援助

- 150単位／時間（1日450単位まで）

算定方法

- 各算定基準 × 各基準ごと総算定時間 = 報酬基準単位
- 総報酬基準単位 × 10.6円 = 報酬基準額(端数小数点以下切り捨て)
- 報酬基準額 × 0.9 = 報酬額
- 利用者負担額 = 報酬基準額 - 報酬額

生活サポート事業の利用者負担

生活支援

○ 5%

家事援助

○ 10%

生活サポート事業の利用方法

利用の原則

- あらかじめ利用を予定しているものについては、サービス利用計画に位置づけ、当該計画に基づいて利用する。
- やむを得ず緊急に利用する必要性が生じた場合は、臨時的に利用時間数を増やして対応し、当該利用が終了し次第、すみやかに利用量を元の時間数に戻す。

利用の方法

- ① 保健福祉センター・健康福祉ステーションにおいて、サービス利用計画案により必要時間を算定する。
- ② 利用決定し、支給量を表示した利用者証と利用者手帳(利用実績管理表)を交付する。
- ③ 支給量の範囲において、直接事業者を利用申し込みを行い、サービスを利用する。利用者負担の支払いの時期は、原則として、利用月の翌月下旬に一括して事業者を支払う。
- ④ 臨時的に利用する場合は、保健福祉センター・健康福祉ステーションにおいて、利用時間数の増量を行い、終了し次第、すみやかに利用量を元の時間数に戻す。(相談支援事業者による代行申請等可)

利用の上限

- 1ヶ月あたりの上限は、「生活支援」が23時間、「家事援助」が15時間とする
- 上記上限を超える場合は、生活サポート内訳書によりサービスの利用状況に関する内訳を申告し、審査を受ける。

生活サポート事業の提供・利用要件

《全体事項》

- サービス提供時間は、6時から22時までの間とする。
- 利用場所は、居宅とする。ただし、生活支援は、散歩、日向ぼっこ、公園での遊び等目的のない居宅近辺への外出は可能である。
- 生活支援、家事援助サービスの提供は、ホームヘルパー2級以上の有資格者または所定の研修を修了した者が提供にあたることとする。

《居宅周辺での外出について》

- テニス・野球・サッカー等の球技等危険を伴う活動については、ホームヘルプ2級以上の資格を有する者であれば、居宅内または公園等危険のない場所において利用者と共に活動できる。ただし、この場合のサービス提供は、あくまで見守り・声かけの一環としてであって、活動に対する支援としては位置づけないことから、別途の報酬の算定は行わない。(実施責任に関する事項について、安全確保義務と保険加入義務を課すが、それ以上の個別事項は利用者との契約による。)

《通所・通学支援利用後の利用》

- 通所・通学支援利用後、連続して生活支援を利用することは可能である。(家事援助は不可)

《入所施設利用者等の生活サポート利用》

- 生活支援は、サービス利用計画上、サービス提供予定時間に施設からサービス提供を受けないこととしている時間帯(一時帰宅中等)において利用できる。(家事援助は不可)

障害児の居宅サービス(地域生活支援事業含む)利用要件

【原則】

一般的な育児・養育を代替するものではなく、障害を事由として発生するニーズに対応するサービスであることから、保護者を伴っての利用とする。

【例外①】(小学1年～)

保護者等の就労等により障害児を養育できない時間帯であって、障害児タイムケア事業等を利用できない場合、移動支援または生活サポートを利用できる。

【例外②】(小学1年～)

保護者等の疾病等により障害児に付き添ってサービスを利用することができない場合、移動支援または生活サポートを利用できる。原則3ヶ月に1回の更新制とする。

※例外の場合は、事業者は応諾義務を負わない。したがって、サービス提供が可能な範囲での利用とし、障害の状況によっては利用できない場合がある。

※例外の場合は、保護者の就労状況や疾病状況に関する証明書類の提出を要する。

移動支援における提供体制確保のための措置について

事例3-2

施行準備スケジュール上、移動支援については7月に制度説明をせざるを得ない状況であったため、制度細部の調整が終わらないまま政策調整会議に報告せざるを得なかったが、最終調整を行う中で、次のような措置が必要であるとの結論に至った。

現行の地域生活サポート事業においても、コーディネーター設置費等を支払っている。

- 当面のサービス供給量を激減をさせるわけにはいかない。
- NPO・ボランティア組織であっても、一定以上のサービスを提供する場合は、ヘルパーと利用者の利用調整を行う必要がある。

【現行サポート事業】
コーディネーター設置費 2,052千円／年
通信費 360千円／年
事務手数料 1,315千円／年
計 3,727千円／年

移動支援・1ヶ月あたり総提供時間500時間以上	100,000円／月
1,000時間以上	200,000円／月
1,500時間以上	300,000円／月

※現行事業者の実績を考慮し、大規模事業者にコーディネーター一人を配置できるよう配慮(300,000円加算)するとともに、中規模事業者に対しても、時間数に応じて応分の加算を行うこととする。

【見込額：12,000千円】
100千円×6ヶ月×3ヶ所＝1,800千円
200千円×6ヶ月×1ヶ所＝1,200千円
300千円×6ヶ月×5ヶ所＝9,000千円

※今年度執行見込みに基づく移動支援費予算残額(事業費ベース):126,919千円

他事業の施行準備状況について

事例3-3

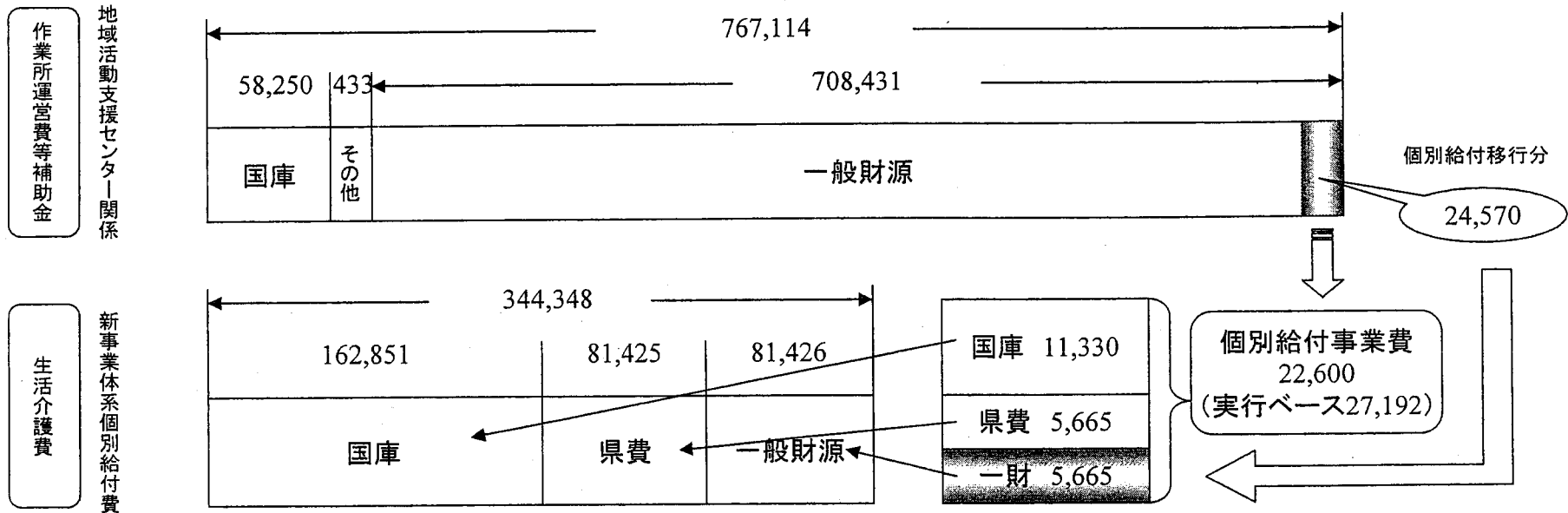
地域活動支援センターに移行することが想定されている地域作業所に対し、個別給付に移行するように打診中である。



【現在4ヶ所・41人分の作業所が、個別給付に移行する方向で調整中】

現在の補助額(全額一般財源)	約24,570千円(半年分)
個別給付移行後事業費	約22,660千円(5ヶ月分・支払ベース) ※1か月分(4,532千円)は貸付 (生活介護20人:12,034千円、就労継続B21人:10,626千円)
(一般財源ベース)	約5,665千円
差額	▲約18,905千円

(この他、さらに2ヶ所・26人分に打診中)



川崎市緊急手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）が夜間等に疾病等のため医療機関への緊急の受診が必要となった場合において、「川崎市手話通訳者派遣事業実施要綱（以下「手話通訳者派遣事業実施要綱」という。）」に基づく手話通訳者の派遣が受けられないときに、予め登録された手話通訳者を医療機関等に派遣し、適切な意思伝達の手段を確保することを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 この事業は、川崎市が実施する。ただし、事業の実施を社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託することができる。

(手話通訳者)

第3条 この事業における手話通訳者とは、手話通訳者派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき登録を行った手話通訳者のうち、川崎市緊急手話通訳者派遣事業登録申請書（様式第1号）により登録申請を行い登録を受けた者（以下「手話通訳者」という。）をいう。

(派遣の対象)

第4条 本事業の派遣対象は、次に掲げる各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住している聴覚障害者等に対する派遣であること。
- (2) 疾病等により緊急に医療機関に受診が必要な場合の派遣であること。
- (3) 手話通訳者派遣事業実施要綱に基づく手話通訳者の派遣を受けられない場合の派遣であること。
- (4) 聴覚障害者等が川崎市消防局救急隊員等（以下「救急隊員等」という。）を通じて要請した派遣であること。

2 前項の規定に準ずる派遣であり、市長が特に必要と認めるもの

(派遣の要請)

第5条 聴覚障害者等は、救急隊員等を通じて、手話通訳者に対し派遣の要請を行うものとする。

2 前項の派遣の要請を受けた手話通訳者は、可能な限り当該要請を受けるものとする。

(派遣の報告)

第6条 前条の派遣要請を受け手話通訳を行った手話通訳者は、当該活動の実施結果について、予め定められた様式により社会福祉協議会の長あてに報告するものとする。

(派遣費及び交通費)

第7条 社会福祉協議会の長は、前条の報告の提出を受けたときは、その内容を審査の上、次に掲げる派遣費及び交通費を当該手話通訳者に支払うものとする。

(1) 派遣費 1時間当たり、2,300円を支払うものとする。(1時間に満たない場合は、1時間当たりの金額を支払うものとする。また、1時間を越え、かつ、1時間未満の端数が生ずる場合には、その端数が30分以下のときは1,150円を、それ以外の場合は1時間当たりの金額を支払うものとする。)

(2) 交通費 必要に応じ電車、バス、タクシー等の代金の実費を支払うものとする。

(遵守事項)

第8条 手話通訳者は、業務の遂行に当たっては、次の各号を厳格に遵守しなければならない。

- (1) 聴覚障害者の人権を尊重すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

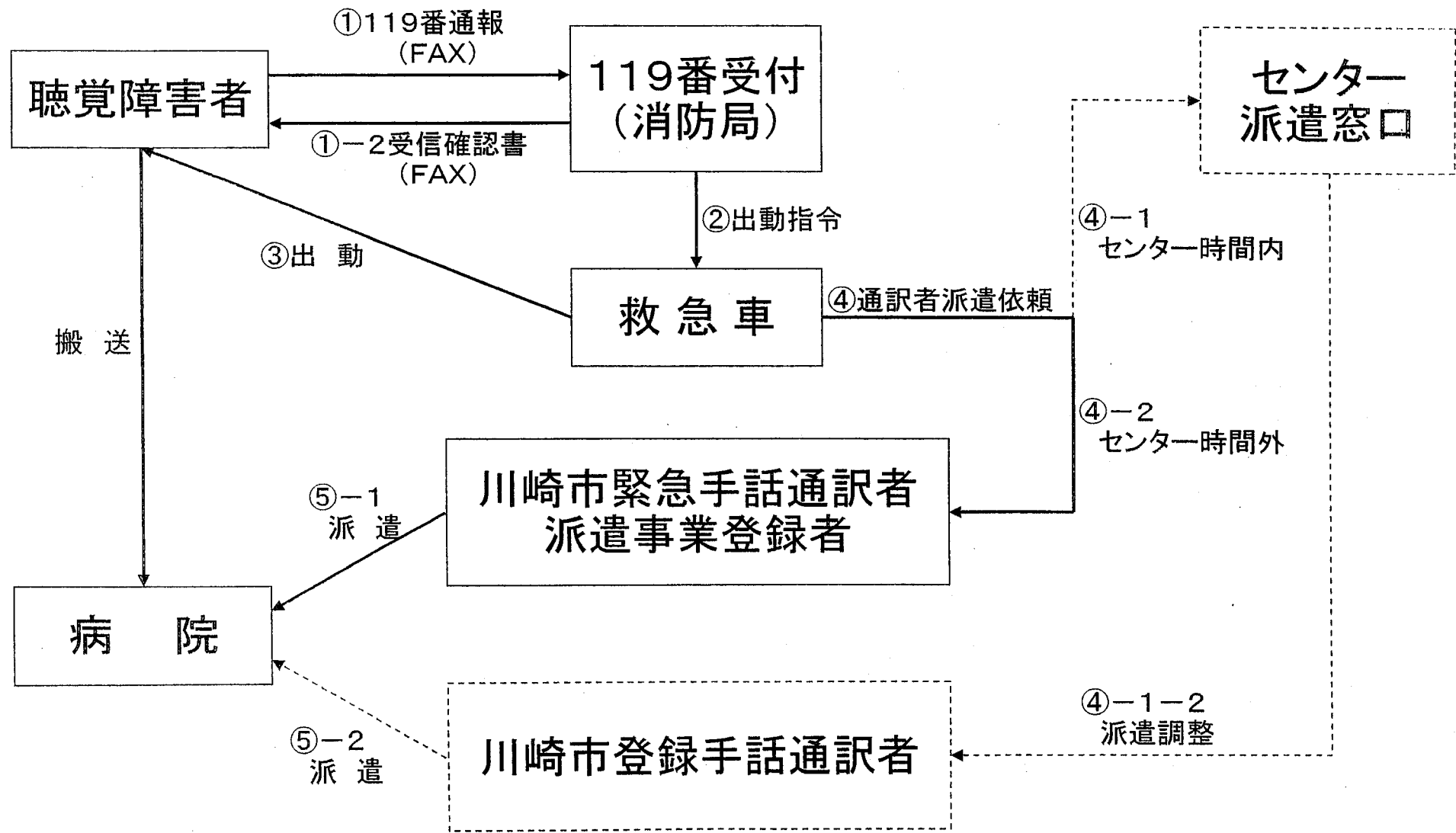
附 則

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市緊急手話通訳者派遣事業



FAX 119 番 緊 急 通 報 書

送信先FAX番号 1 1 9


川崎市消防局消防指令センター

あなたの住所	区	町	丁目	番	号	
	※アパート・マンションの名称 ()				階	号室
あなたの名前					男・女	歳
FAX番号	-	-	番			
いつも通院している病院等	病院などの名称					
	診 療 科 目		病 名			
	電 話 番 号		-	-	番	
手話通訳	・希望する		・必要なし		どちらですか？○でかこんでください	

※あらかじめ正確に記入しておきましょう。

どちらですか？
○でかこんでください。

火事です



- ・自 宅
- ・ご近所

救急です

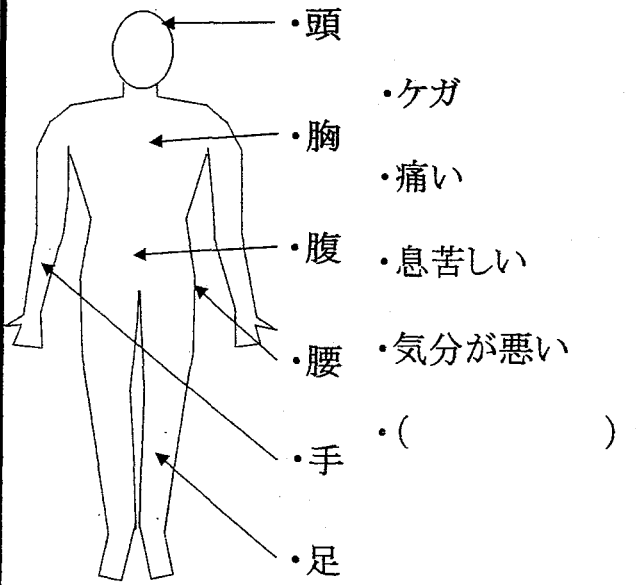
- ・急病人です
- ・ケガ人です
- ・患者の年齢 _____ 歳
- ・男性 ・女性

救急です

- ・私本人
- ・家族
- ・友人・知人
- ・()

病人・ケガ人は

返 信 欄
<p style="text-align: center;">・119番を受信しました</p> <p style="text-align: center;">・救急車 ・消防車 が向かっています。</p>
<p>メモ欄</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
<p>受信者 119番 担当 ()</p>



川崎市消防局警防部指令課

(参 考 資 料)

この規則は、平成18年10月1日から施行される地域生活支援事業に係る関係規則を便宜上1つに統合して作成した規則です。

この規則を各自治体において地域生活支援事業に係る関係規則の新規制定及び一部改正等を行う際の参考にして頂ければ幸いです。

平成18年8月10日

〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2

印西市 保健福祉部 社会福祉課 障害福祉班

電 話：0476-42-5111

F A X：0476-42-0381

メ ー ル：syafukuka@ml.city.inzai.chiba.jp

地域生活支援事業実施規則（参考）

目次

第1章 総則（第〇条—第〇条）

第2章 相談支援事業（第〇条）

第3章 コミュニケーション支援事業（第〇条—第〇条）

第4章 日常生活用具給付事業

第1節 日常生活用具給付事業（第〇条—第〇条）

第2節 住宅改造費助成事業（第〇条—第〇条）

第3節 点字図書給付事業（第〇条—第〇条）

第5章 移動支援事業

第1節 移動支援事業（第〇条—第〇条）

第2節 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業（第〇条—第〇条）

第6章 地域活動支援センター及び同センター機能強化事業（第〇条—第〇条）

第7章 訪問入浴サービス事業（第〇条—第〇条）

第8章 更生訓練費給付事業（第〇条—第〇条）

第9章 知的障害者職親委託制度事業（第〇条—第〇条）

第10章 日中一時支援事業（第〇条—第〇条）

第11章 芸術・文化講座開催等事業（第〇条—第〇条）

第12章 点字・声の広報等発行事業（第〇条—第〇条）

第13章 自動車運転免許証取得・改造事業

第1節 障害者自動車運転免許取得費助成事業（第〇条—第〇条）

第2節 身体障害者用自動車改造費助成事業（第〇条—第〇条）

第14章 雑則（第〇条—第〇条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省令第 号。以下「要綱」という。）に基づき市長の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うものとし、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 要綱に基づく相談支援事業
- (2) 要綱に基づくコミュニケーション支援事業
- (3) 要綱に基づく日常生活用具給付事業
- (4) 要綱に基づく移動支援事業
- (5) 要綱に基づく地域活動支援センター及び同センター機能強化事業
- (6) 要綱に基づく訪問入浴サービス事業
- (7) 要綱に基づく更生訓練費給付事業
- (8) 要綱に基づく知的障害者職親委託制度事業
- (9) 要綱に基づく日中一時支援事業
- (10) 要綱に基づく芸術・文化講座開催等事業
- (11) 要綱に基づく点字・声の広報等発行事業
- (12) 要綱に基づく自動車運転免許証取得・改造事業

2 市長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を団体等に委託又は社会福祉法人等に補助することができるものとする。

第2章 相談支援事業

(目的)

第3条 相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的とする。

第3章 コミュニケーション支援事業

(目的)

第4条 コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に、手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の方法により、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化により、聴覚障害者

(参 考 資 料)

等の社会生活上の利便を図り、もって聴覚障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第5条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 聴覚障害者等 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表5号に定める聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害を有するものをいう。

(2) 手話通訳者等 聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有し、聴覚障害者等に手話通訳及び要約筆記を行う者で第8条第2項の登録を受けた者をいう。

(派遣対象者)

第6条 手話通訳者等の派遣を受けることができる者は、市内に居住地を有する聴覚障害者等で、手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意志の疎通を図ることが困難なものとする。

(派遣事業)

第7条 手話通訳者等の派遣は、聴覚障害者等が外出の際に意志の疎通が円滑に行えないことにより、社会生活上支障があると認められた場合に行い、派遣時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りでない。

2 手話通訳者等の派遣区域は、千葉県及び近隣都県とし、宿泊を伴う場合は派遣しない。

(手話通訳者等の登録)

第8条 手話通訳者等の登録を希望する者は、手話通訳者等登録申請書（別記第〇号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった者のうち、手話通訳者等として適当と認められる者を手話通訳者等登録台帳（別記第〇号様式）に登録するとともに、手話通訳者等登録決定・却下通知書（別記第〇号様式）及び手話通訳者等登録証（別記第〇号様式）を交付するものとする。

(派遣の申請)

第9条 手話通訳者等の派遣を受けようとする聴覚障害者等（以下この章において「申請者」という。）は、手話通訳者等派遣申請書（別記第〇号様式）を所長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める時は、ファクシミリにより申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、手話通訳者等派遣の可否を決定し、担当の手話通訳者等を選定のうえ、手話通訳者等派遣可否決定通知書（別記第〇号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の手話通訳者等を選定したときは、手話通訳者等依頼書（別記第〇号様式）により、その者に手話通訳等の依頼を行うものとする。